

概要版

第七次只見町振興計画

The 7th General Development Program of Tadami

ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち
自然首都・只見の挑戦「人と自然の共生」



明和小学校伝統芸能発表会「梁取神楽」

福島県只見町



もくじ

第七次只見町振興計画の策定にあたり	3
-------------------------	---

基本構想

第1章 振興計画策定のあらまし	4
第2章 基本計画策定にあたっての基本認識	6
第3章 まちづくりと只見ユネスコエコパーク	6
第4章 目指すまちづくりの基本目標と理念 目標実現のための5つの施策の大綱	8

基本計画

第1章 I. 自然と共生するまちづくり	10
第2章 II. 文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくり ..	12
第3章 III. 住民が主役のまちづくり	14
第4章 IV. 住みやすいまちづくり	16
第5章 V. 働きがいのあるまちづくり	19

只見町の10年後の将来像「夢」	22
-----------------------	----



第七次只見町振興計画の策定にあたり



日本でも有数の豪雪地帯である只見町には、世界に誇れる広大なブナの原生林や守るべき希少な動植物が多く存在しています。これらの豊かな自然環境の中で、私たちは地域資源の恵みを受けながら、それぞれが受け継ぎ、支え合いながら、暮らしと文化を育んできました。

現在、我が国は急速な少子高齢化と人口減少が大きな問題となっており、この只見町においても、どのようにこの地域を維持・発展をさせていくかが重要な課題となっております。

従前の第六次只見町振興計画においては、～ブナと生きるまち 雪と暮らすまち「奥会津只見の挑戦 真の地域価値観の創造」～を理念に掲げ、日本の自然の中心地は只見あるという「自然首都・只見」を宣言し、これまでの都市部を追従するような地域振興とは決別し、守り育てられてきた町の自然やそれをよりどころとして育まれた歴史・文化・産業などを活かした町づくりを進めてきました。その成果として、平成26年6月12日には「只見ユネスコエコパーク」への登録が決定し、今後のまちづくりにおいて大きな意義をもつものとなりました。

この第七次只見町振興計画の理念は、～ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち 自然首都・只見の挑戦「人と自然の共生」～です。これは、これまでに培われてきた様々な基盤を礎として、私たちの生活に新たな心の豊かさいしづえを求め、次の世代へ守り伝えていくために挑戦を続けていくものです。そして、ユネスコエコパークの理念である「人と自然の共生」を保ちながら、持続可能な地域の発展を目指すものであります。

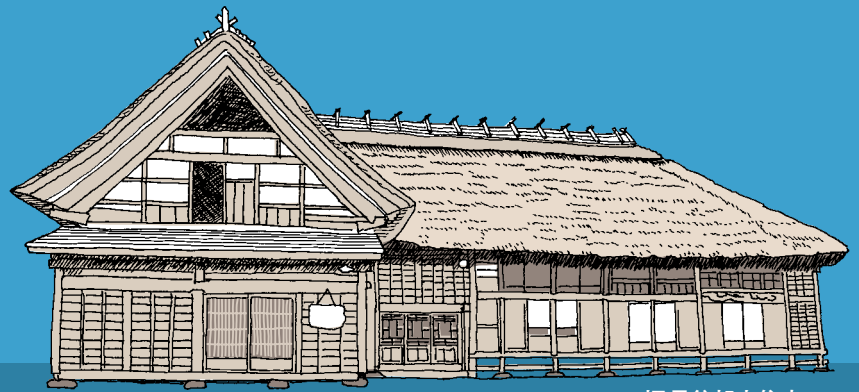
今回の計画書には、計画策定の会議の中で携わった専門部員の皆様からいただいた、“只見町の10年後の将来像「夢」”を巻末に掲載させていただきました。この町の将来像「夢」の実現に向かって、皆さまと手を取りあって各種事業へ取り組む考えであります。

結びに、振興計画策定にあたり熱心にご協議いただきました振興計画審議委員並びに振興計画専門部員の方々をはじめ、住民の皆様、議会議員の皆様にご心からお礼申し上げますとともに、計画実現に向け、住民の皆様をはじめ、国、県、関係団体等のより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

平成28年3月

只見町長 目黒 吉久

基本構想



旧長谷部家住宅

第1章 振興計画策定のあらまし

1. 計画策定の趣旨

この計画は、前計画の理念に心の豊かさを加え、ユネスコエコパークの目的である「人間と自然の共生」を保ちながら、持続可能な地域の発展を目指して、住民と行政がまちづくりの課題や目標を共有するための計画として、この「第七次只見町振興計画」を策定したものです。

策定にあたっては、住民の皆さまにも参画いただき、将来の町の10年後の将来像「夢」を持ち、意見・提案などを出し合い、将来に向けたまちづくりの方向性を策定したものです。

2. 計画の性格

「第七次只見町振興計画」は、只見町のまちづくりの理念・将来像・基本的施策の方向性を示すものであり、これからのまちづくりの指針となるものです。

計画の実現にあたっては、住民と行政の協働によるまちづくりを基本姿勢として進めていきます。

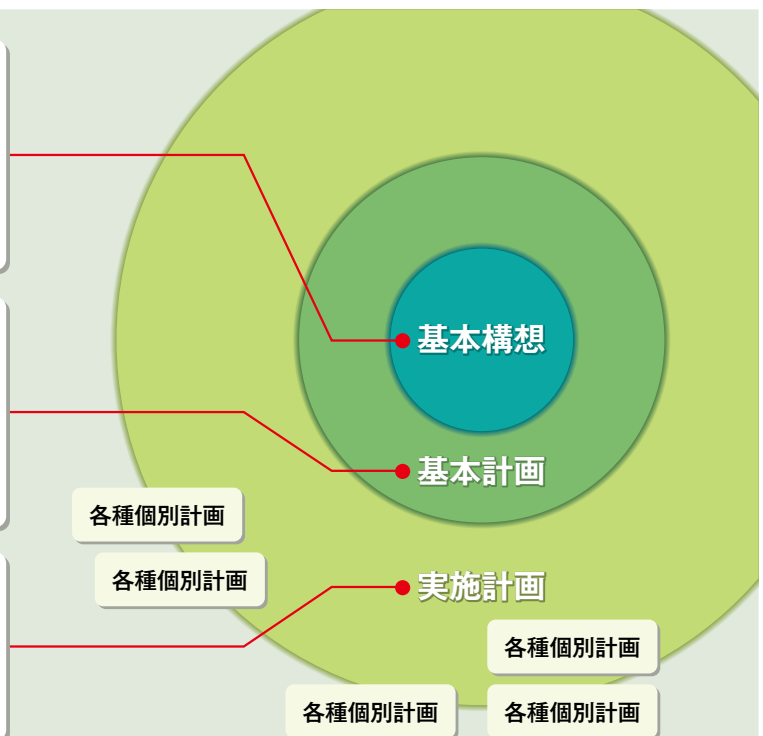
3. 計画の期間と構成

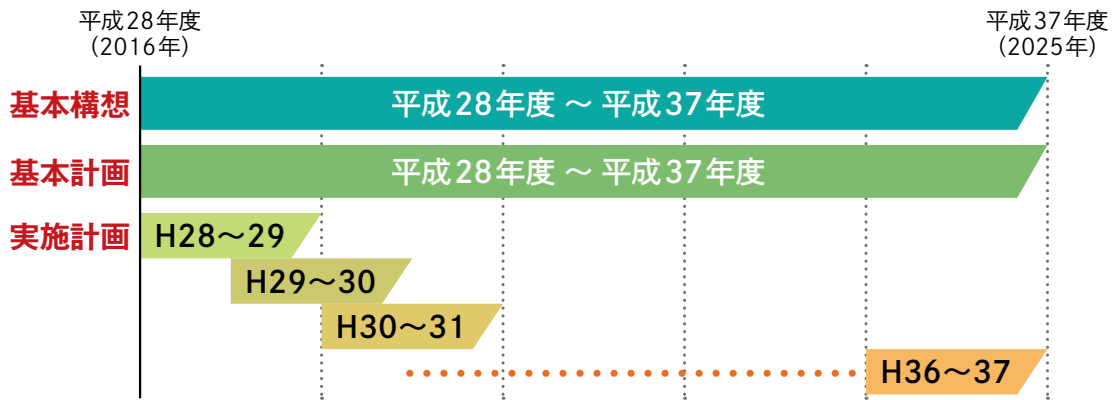
「第七次只見町振興計画」は、「**基本構想**」、「**基本計画**」、「**実施計画**」の3部で構成されています。

基本構想は、町政運営の根幹となるもので、長期的な視点から、まちづくりの基本理念と町の将来像を定め、その実現に向けた施策の大綱を示すものです。計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間としています。

基本計画は、基本構想に掲げる施策の大綱の実現に向け、町が取り組むべき施策の基本方向を総合的かつ体系的に明らかにするものです。計画期間は、基本構想と同じく10年間として、必要に応じて見直しを行っていきます。

実施計画は、基本計画に定められた施策を効果的に実施するための具体的な事業を明らかにするものです。計画期間は、2年を基本とし、毎年度見直しを行うローリング方式とします。



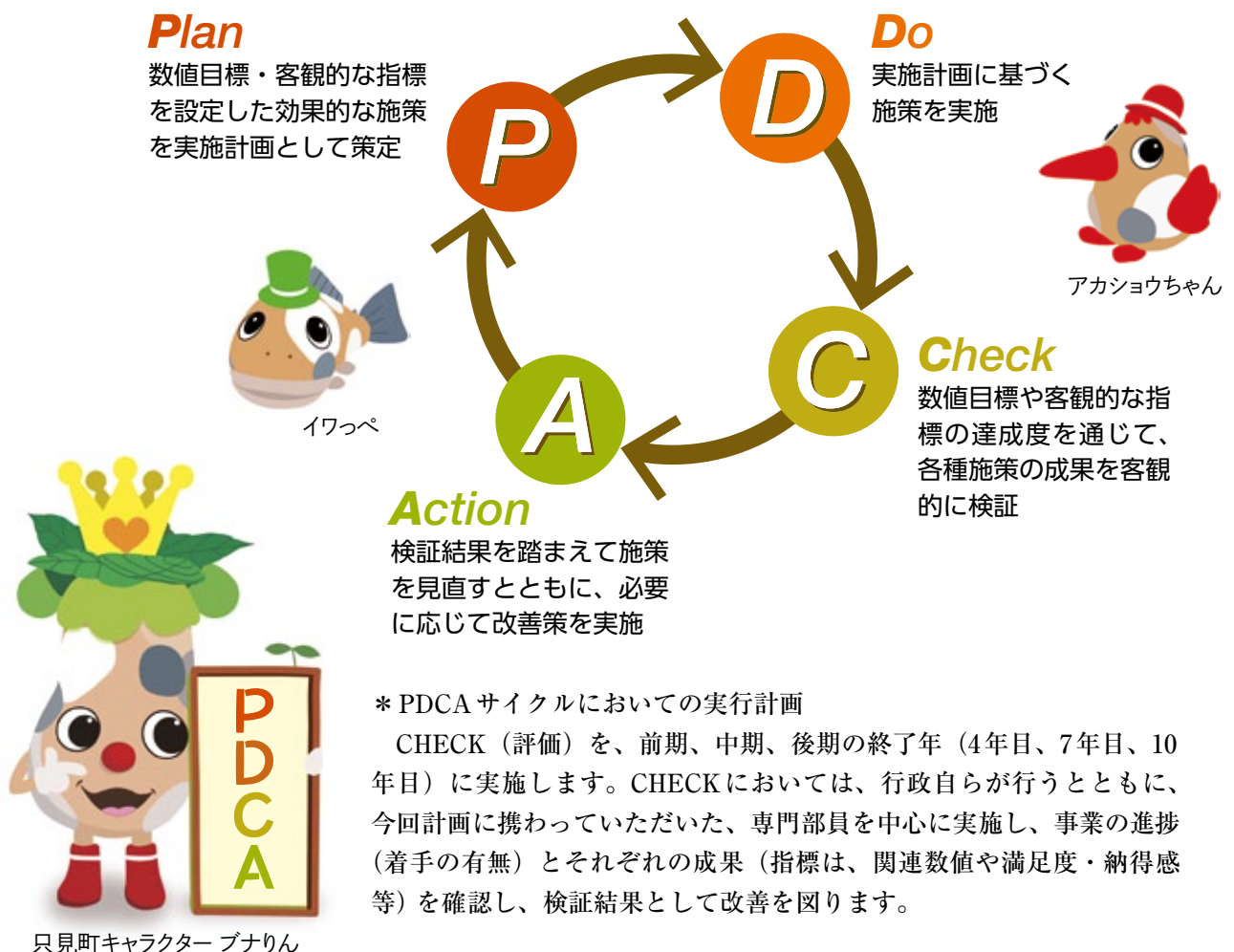


◆実施計画は、施策の実現のための事業計画と財政計画で、毎年度の予算編成の指針となるものです。計画の期間は2ヵ年とし、社会情勢や財政状況等による計画と現実の間に生じる差異を埋めるもので、基本計画は変えずに年度ごとに新たに実施する事業計画を再構成します。

4. 計画を実現する手法

住民や町内各種団体等への啓蒙・啓発を図るとともに、今後、策定される各分野別の個別計画や事業計画等は、この「第七次只見町振興計画」に基づいて策定します。

各種事業の実施においては、PDCAのサイクルをきちんと取り入れ、計画 (Plan) を実行 (Do) し、評価 (Check) して、改善 (Action) に結び付けることを継続して行い、より高い効果・成果を求めながら実施していきます。



第2章 基本計画策定にあたっての基本認識

1. 只見町が目指す10年後の姿

自然・文化・歴史に育まれた「只見らしさ」に
誇りと愛着を持つまちづくり

前計画におけるこれまでの取り組みの中で、「自然首都・只見」宣言で芽が出て、その後の成果として「只見ユネスコエコパーク」登録という形で花が咲いたと言えます。

しかしながら、先人から受け継がれてきた自然・歴史・文化の継承、少子高齢化・人口減少による地域活

力の衰退、若い世代や女性たちの町づくりへの参画、子ども達の健やかな成長、そして人の賑わいの創出など「第六次只見町振興計画」においても解決できなかった課題や時代変化に伴う新たな課題が生じてきました。

そこで、これらの課題を解決するために、この「第七次只見町振興計画」ではこれまで築き上げた土台の上に、新たな心の豊かさを求めていくために、「人と自然の共生」を標榜し、実を結ぶべくものとして、自然・文化・歴史に育まれた「只見らしさ」に誇りと愛着を持つまちづくりを目指すこととしました。

第3章 まちづくりと只見ユネスコエコパーク

1. 第六次只見町振興計画と 只見ユネスコエコパーク登録の関わり

只見町は、過疎・高齢化、それに伴う地域産業の衰退が急速に進み、地域社会を今後どのように維持・発展させていくかが大きな課題となっています。そのような中で、只見町は平成の大合併を選択せず、平成18年に「第六次只見町振興計画」を策定し、独自のまちづくりを歩むこととしてきました。

この「第六次只見町振興計画」では、これまでのように都市部を追従するような地域振興と決別し、都市部にはない只見地域の豪雪が特徴づける豊かな自然環境、それらをよりどころとしてきた伝統的な生活・文化・産業を活かした町づくりを進め、人間は生態系の一部であるという人間本来の価値観を築くことを具体化するために様々な事業を展開して、平成26年6月12日に「只見ユネスコエコパーク」への登録を実現したところです。

2. ユネスコエコパークの概要

ユネスコエコパークは、ユネスコ（国連教育科学文化機関）が実施する「人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画」の中心事業である「生物圏保存地域（Biosphere Reserves：略称BR）」のことです。

MAB計画は、世界中で人間活動による環境破壊が進み、人間自身の生存基盤でさえも脅かされている現状の中で、人間と自然環境の調和のとれた関係を築き上げるための科学的な調査・研究、情報交換を行う国際協力事業として1970年に発足しました。その後、MAB計画の中で、地域の自然環境の保護・保全を図

りつつ、それら自然環境や天然資源を持続可能な形で利活用することで地域の社会経済的な発展を図ることを目的にBR制度が設けられました。BRは、いわば「人間社会と自然環境の共生を実践するモデル地域」として国際的に認定されるものです。

3. ユネスコエコパークが目指すもの

ユネスコエコパークは、その目的である「人間社会と自然環境の共生」を実現するために以下の3つの目標を掲げています。これら3つの目標はそれぞれが独立するものではなく、互いに補完、強化しあう関係になります。この「第七次只見町振興計画」では、ユネスコエコパークの目的を達成するために、3つの目標に関連する事業計画を組み立て、実行することで「只見地域の社会経済的な維持・発展」を実現することとしています。

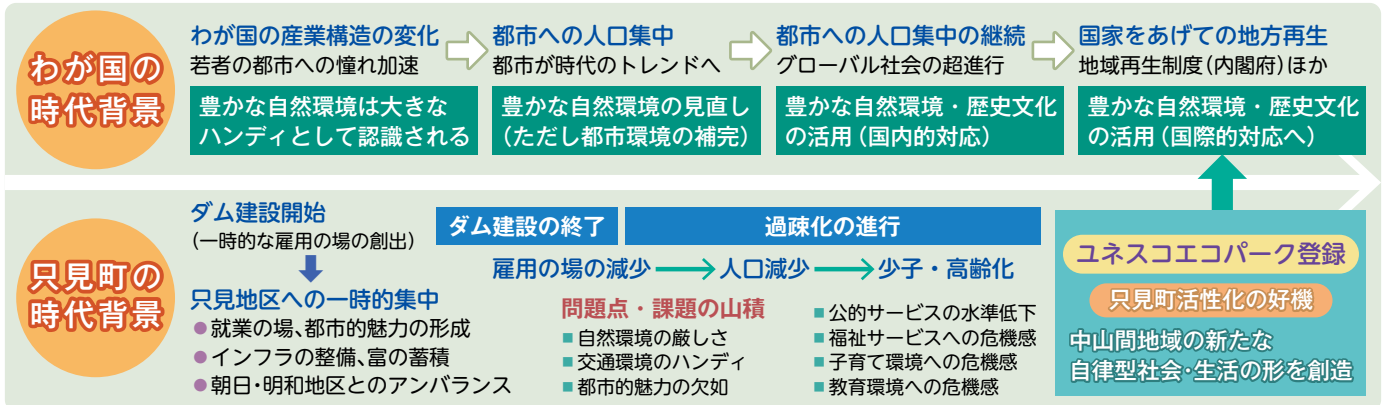


4. 第七次只見町振興計画と 只見ユネスコエコパークの関わり

「第七次只見町振興計画」は、～ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち 自然首都・只見の挑戦「人と自然の共生」～をまちづくりの基本理念としました。この基本理念のもと、「第七次只見町

振興計画」においては、ユネスコエコパークの取り組みにおける3つの目標、「自然環境、生物多様性の保護・保全」、「学術調査研究、教育・研修、人材育成」そして「持続可能な環境・資源の利用と地域の社会経済の発展」を推進するための施策を取り入れ策定し、本町の将来に向け、基本計画における事業の展開をしっかりと図っていくものです。

5. 時代背景と只見ユネスコエコパーク創生プロジェクト



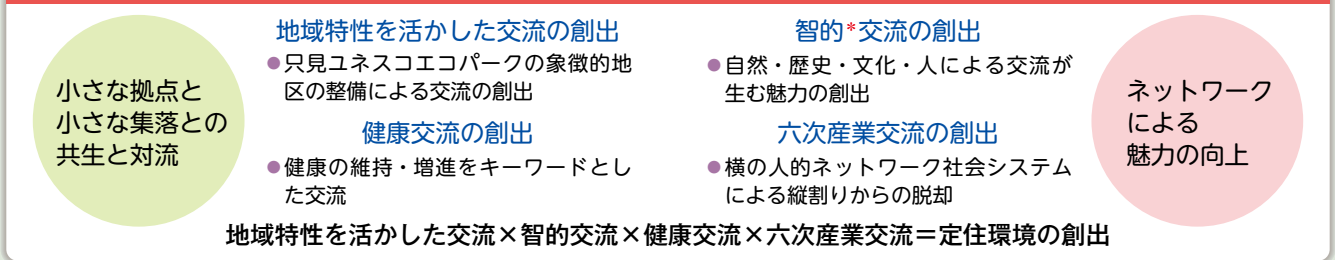
只見ユネスコエコパーク創生プロジェクト — 住民一人ひとりが新交流システムの創造者・担い手です!! —

只見町の有する資源の活用

自然	歴史・文化	社会資源
<ul style="list-style-type: none"> ユネスコエコパーク(世界的資源) ブナ天然林 雪食地形 豊かな生物多様性 モザイク植生 	<ul style="list-style-type: none"> 縄文遺跡 只見町の民具 職人巻物 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な能力・魅力を有する人材 JR只見線 数多くの宿泊施設 IT環境の充実

只見の自然・歴史・文化・人で織りなす地域絵巻

ユネスコエコパークによる新たな交流の創出



* 知的とは、知識と知恵を包含する意味です。

新たな交流を創出するネットワーク

地域特性を活かした交流ネットワーク <ul style="list-style-type: none"> 只見・朝日・明和地区の拠点と集落との共生と交流 各地区の特徴を明確化したまちづくり 地域創生へ、新たな地区の魅力を目に見える形、心に響く形で表現 	施設整備の3原則 <ul style="list-style-type: none"> 既存施設の徹底的活用 高齢者・身障者対応の組入 住民の日常的な生活機能組入 	知的交流ネットワーク <ul style="list-style-type: none"> 若者や観光客などの智的交流施設・プログラム 只見町ブナセンター、会津只見考古館、歴史的資料収蔵館等を中心とした智的交流施設・プログラムネットワーク 都市との質の高い人的交流ネットワーク 	健康・スポーツ・レクリエーションネットワーク <ul style="list-style-type: none"> 季の郷湯ら里を中心とした、既存宿泊施設の交流ネットワーク ユネスコエコパークの活用によるレクリエーション施設・プログラムのネットワーク 	六次産業創出推進ネットワーク <ul style="list-style-type: none"> 全事業を包括して運営する百姓精神の事業運営・ネットワークシステム(既存組織の活用・再編) 業種間・年齢間・需要と供給のバランス調整を行い、安定雇用を確保(まちの新たな雇用・働き方)
---	---	--	--	---

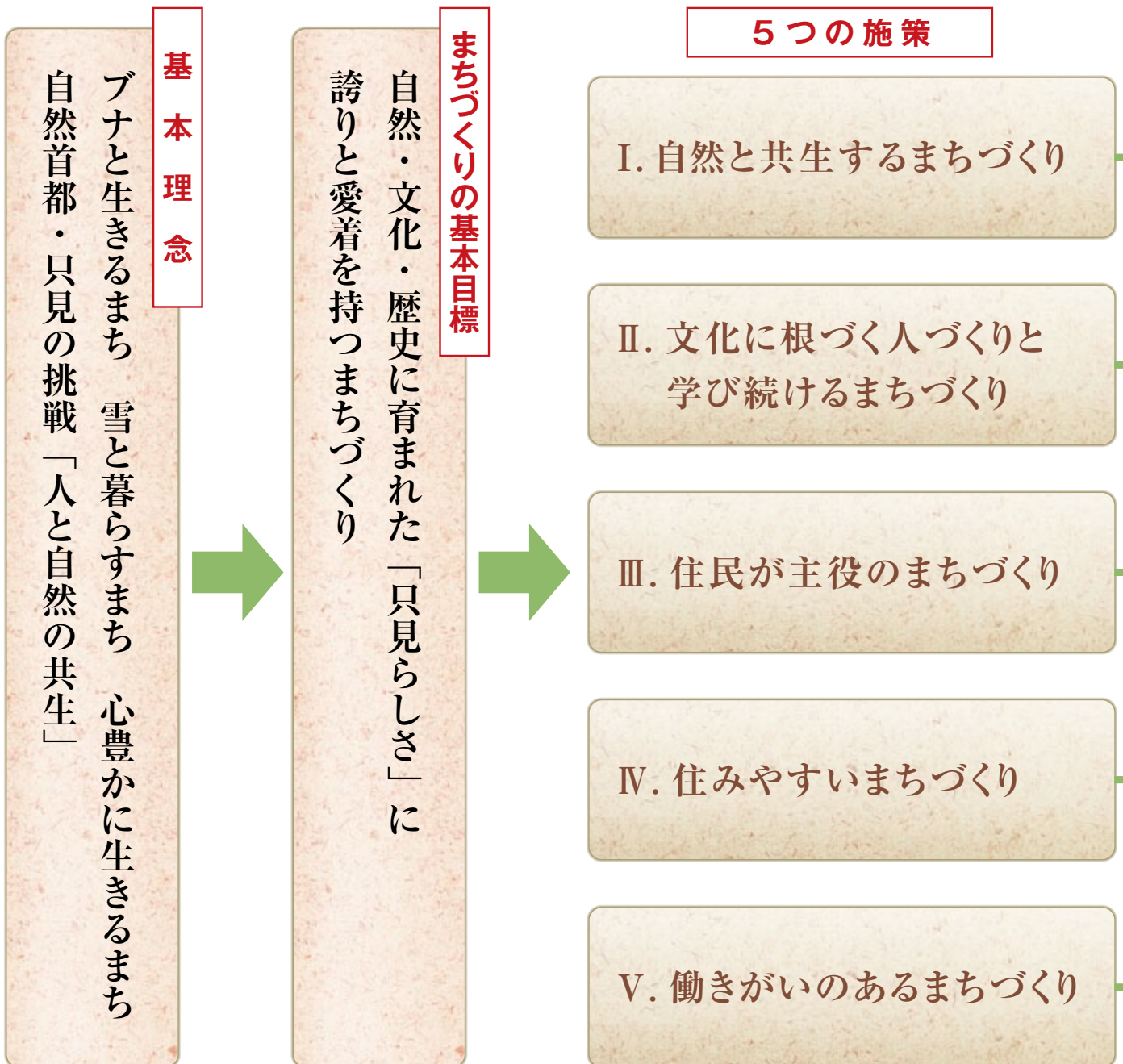
第4章 目指すまちづくりの基本目標と理念

目標実現のための5つの施策の大綱

私たちの只見町は、美しい自然に囲まれた山村です。その美しい自然と住民が共生しあって自然を守り、親しみ、活かしながら生活してきました。そして、古くから培われてきた相互扶助意識を受け継ぎ、人と人が支えあい、助け合いながら、豊かで健やかな暮らしを送ってきました。今こそ、私たちはこれらの先人から受け継がれ育まれてきた「只見らしさ」が、かけがえのない財産であり、誇りと愛着を持って次世代に引き継いでいく原動力となると考えています。

そこで、基本理念に基づき只見町が有する固有の価値・魅力を維持、発展させ、心豊かに生きること積極的に挑戦し、「人と自然の共生」を維持することとした施策を、あらゆる行政分野において展開していきます。

「第七次只見町振興計画」においては、体系化した5つの行政分野に施策を分類し、それぞれに優先して解決すべきものを重点推進施策として掲げ、目標に向けて課題の改善、克服をいたします。





つる細工教室



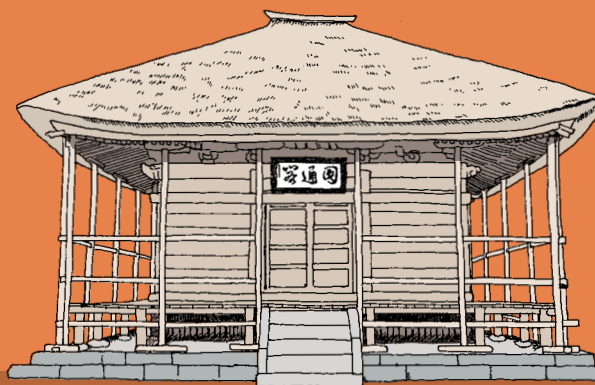
ブナ林観察会

重点推進施策

基本方針



基本計画



成法寺観音堂

基本計画 第1章

I. 自然と共生するまちづくり

1. 自然保護意識の醸成

ユネスコエコパークの理念に基づく自然環境の保護・保全、学術調査研究・人材育成などを実施し、持続可能な地域振興を目指します。

主な施策

(1) 自然環境の保全

- ① 自然環境の基礎調査の実施
- ② 「自然首都・只見」学術調査事業の実施
- ③ 生物多様性保護(野生動植物保護)条例の制定
- ④ 高層湿原・湖沼、巨樹・巨木、希少動植物の保護・保全
- ⑤ 生態系のモニタリングと外来種の駆除

(2) 自然の利活用

- ① 「ただみ観察の森」の整備推進と積極的な活用
- ② 安心・安全な水辺環境の整備と川や湖に親しむ機会の創出
- ③ 町公認自然ガイドの育成
- ④ 「只見町ブナセンター」を中心とした環境教育、実習、各種研修の実施
- ⑤ 八十里越の史跡化とロングトレイルの整備



町内のブナ林での環境教育

- ⑥ 自然資源を活かした新エネルギーの推進
(小水力発電・地中熱・太陽光など)

2. 雪と共存するまちづくり

雪国に暮らす利点を活かし、雪と共存した地域を構築し、「雪に負けない暮らしづくり」を推進します。

主な施策

(1) 雪を活かし楽しむ地域づくり

- ① 「只見ふるさとの雪まつり」など雪を楽しむ観光の促進
- ② 雪の特性を活かし活用する仕組みづくりの検討
- ③ 雪の恵みを学ぶ「環境教育」の実施
- ④ 雪かきなど雪国体験機会創出による交流人口の拡大
- ⑤ 雪国文化の継承と産業振興への活用

(2) 雪に負けない地域づくり

- ① 道路除雪機械の計画的整備と充実、除雪オペレーターの育成
- ② 通学路の点検と安全対策の充実
- ③ 高齢者世帯等の除排雪支援体制の充実
- ④ 雪国に適した道路整備の推進
- ⑤ 克雪住宅への改築費等に対する助成制度の充実
- ⑥ 危険な屋根からの落雪に配慮した町並みづくりの推進
- ⑦ 地域社会で雪害を防ぐ相互扶助意識の確立
- ⑧ 効率的な除排雪体制と消融雪設備の調査・研究

3. 道路網の整備と定住環境の整備

快適な生活環境の構築のため、生活道路等の計画的整備・充実とあわせて、多様なニーズに対応した住宅整備、優良な空き家等の活用を推進します。

主な施策

(1) 国道・県道の整備促進

- ① 国道289号(八十里越)の早期開通の要請と住民運動の実施



タイヤドーザによる道路除雪



開通が近づく国道289号八十里越



地域で行われる植樹事業

- ②国道289号(八十里越)の開通を見据えた只見地内と入
川津地内のトンネル化の推進(緊急車両の新潟県域へ
の搬送時間短縮と中心市街地への誘導策)
- ③国道252号(六十里越)のゴールデンウィーク前開通の
活動
- ④農村景観イメージを損なわない、除雪に配慮した拡幅
工事等の推進
- ⑤県道布沢横田線のトンネル化の要請
- ⑥県道小林・館の川線の早期拡幅・通年通行の要請
- ⑦災害に対応した路線の複合化整備
(代替ルート)の整備促進)

(2)町道の計画的整備

- ①町道整備計画に基づく着実な整備
- ②冬季孤立住宅解消のための一軒家対策の推進

(3)定住環境の整備

- ①町営住宅の老朽化対策と定住住宅の整備促進
- ②空き家活用のための情報管理と支援制度の充実
- ③空き家を未然に防ぐための新たなモデル事業の創設
- ④只見産材を利用したモデル住宅の普及啓発と支援制度
の充実(県産材補助制度の周知・広報)
- ⑤地域に合った在来工法の伝承・研究活動の実施

4. 自然と調和し地域イメージに合った 景観づくり

自然と調和する景観を整備するためのしくみを創設し、住民間で価値観の共通認識を持ち、美しい山なみ景観づくりを誘導する施策を展開します。

主な施策

(1)自然と調和した町並み景観の創出

- ①景観条例「うつくしい只見町の風景を守り育てる条例」
の普及・啓発
- ②只見町地域住宅計画(ホープ計画)の普及・啓発と支援
制度の創設
- ③街並み景観形成協定の創設と助成制度の検討
- ④ポケットパーク及び散歩コース等へのベンチの設置
- ⑤美観ポイントへの案内看板・ベンチの設置
- ⑥景観維持のための危険空き家の除去と公共空間での活
用

(2)うつくしい山なみ景観づくりの推進

- ①道路等公共空間への花木植栽による景観づくり
- ②人工林を含む道路沿線除草による景観づくりの実施
- ③景観づくりを推進するための集落・地域交付金制度の
創設

5. 水環境の保全と上下水道の整備

環境に配慮した快適で住みよい生活環境を維持し、豊潤で安定的な水資源を保全するための生活スタイルの改善に努めます。

主な施策

(1)上水道の整備

- ①簡易水道施設の計画的な管理・運営
- ②集落営給水施設の改善事業の実施
- ③水質の安全・安定供給体制の維持・推進

(2)下水道の整備

- ①農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業の
計画的な管理・運営
- ②合併処理浄化槽の定期検査等の適正管理の推進
- ③コンポストの利用促進
- ④水環境維持のための啓発活動の充実

6. 環境衛生の充実

豊かな自然ときれいな水を次世代へ引き継ぐため、利便性のみを追求した生活スタイルを見直し、資源循環型社会を確立します。

主な施策

(1)ごみの減量化と資源化の推進

(もったいない運動の推進)

- ①環境衛生教育の推進(普及啓発と学習会の開催)
- ②ごみの分別収集の徹底
- ③高齢化社会に向けたごみ回収システムの確立
- ④ごみの減量化に向けた生ごみの肥料化の推進
- ⑤ごみにしない運動の推進(もったいない運動)

(2)不法投棄等の防止対策

- ①不法投棄防止のための地域住民による見回り・監視の
充実
- ②飼養動物愛護精神とマナーの徹底

II. 文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくり

1. 将来の只見を担う子どもたちの教育の充実

これからの社会の変化に対応できる力を身につけ、たくましく生き抜く力を持つ子どもの育成のため、学校教育の充実を図り、持続可能な本町を担う人材の育成を図ります。

主な施策

(1) たくましく自立できる力の基礎となる教育内容の充実

- ①持続可能な社会を構築する担い手を育むESD^{*1}（持続可能な開発のための教育）の推進
（ユネスコスクール^{*2}推進と系統的指導）
- ②総合的な学習「只見学」の推進と「只見愛」の育成
- ③基礎的な学力（アクティブラーニング^{*3}等）と体力の向上
- ④外国語教育の充実
- ⑤防災教育、放射線教育の充実
- ⑥心を育てる読書活動の推進
- ⑦道徳教育の充実とコミュニケーション能力の育成
- ⑧情報教育の充実と情報活用能力の育成
（情報通信技術を活用した教育活動の展開）
- ⑨起業家精神の育成
- ⑩保小中高連携教育の推進
（レインボープラン^{*4}の継続強化）
- ⑪コミュニティスクール^{*5}の推進
- ⑫インクルーシブ教育^{*6}の推進

(2) 教育環境、教育施設・設備の改善・充実

- ①教育相談機関の充実
（相談窓口、カウンセラー、SSW^{*7}の設置）
- ②奨学金制度の充実



朝日小学校のESD教育の様子

- ③校舎、体育館等の改善・修繕による教育環境の整備
- ④学区内及び校地・校舎内の事故防止、安全確保のための点検・整備
- ⑤スクールバスの計画的な運行・整備
- ⑥給食センターの充実
- ⑦教員住宅の修繕等整備
- ⑧学童児童減少に伴う小学校の在り方の検討
- ⑨奥会津学習センター施設の充実

(3) 地域の発展と人財の育成を担う県立只見高等学校への支援

- ①県立只見高等学校振興対策の充実
- ②地域課題解決型など特色あるコース等の創設
- ③奥会津学習センターの生徒支援機能の充実
- ④地域や企業等との連携の強化
- ⑤地域課題解決に向けた教育活動実現のための支援

2. 家庭教育力・地域教育力の向上

心身ともに健全な子どもを育成するため、子育てする家庭の教育力向上を図ります。また、少子化・核家族化による家庭教育の補完機能として、地域で子どもを育てていく意識を醸成します。

主な施策

(1) 子を持つ親や家庭教育力の向上

- ①子育てサークル・子育て教室の実施
- ②子育て経験者と子どもを持つ親との交流機会の創出
- ③子育ては家庭や地域がしっかり行う意識の向上
- ④地域活動への積極的な参加
（世代間交流、体験の場で意識改革）
- ⑤家庭におけるメディアや携帯・スマホのルールづくり
（アウトメディアデー^{*8}等の実施）

(2) 家庭教育の補完機能を果たす地域社会の形成

- ①一体型の放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施
- ②地域社会全体で親子の学びや育ちを支える環境づくり
（保育所・学校・地域との連携、子育て相談窓口や協働体制整備）
- ③親や祖父母対象の子育てに関する学習機会の創出
（家庭学級、講演会、セミナー等の開催）

3. 魅力ある生涯学習の推進

価値観や生活スタイルの変化に伴う学習要求の多様化、高度化に対応するための情報提供や相談体制の充実を図り、総合的な生涯学習体制整備を推進します。

主な施策

(1)生涯学習体制の充実

- ①地域に学び地域を創造する「只見学」の推進
- ②住民ニーズにあった多様な学習機会の充実
- ③自主的な生涯学習の場の提供とサークル活動の奨励
(講師登録制度)
- ④世代間交流事業の実施、拡大
- ⑤町長部局や振興センターとの連携強化
(地域間交流や連携による事業の充実)

(2)人材育成支援の充実

- ①只見で活躍し各分野でリーダーとなる人材の育成の推進(地域人材育成ダイヤモンドプラン)
- ②循環型生涯学習^{*9}を構築するための学習活動の支援や指導者の育成

(3)生涯学習施設の整備・充実

- ①只見地域の自然、文化、歴史を学ぶ施設の充実
- ②高度情報化に対応した振興センター機能の整備
- ③学校教育施設の活用
- ④図書館整備や図書の充実と効果的活用

4. 地域文化の振興(地域で育まれた人の技・物・食の伝承)

自然環境の保護・保全、地域の資源を活かした地域活性化と伝統文化の継承、学術調査・研究を進め、持続可能な地域経済の発展を目指します。

主な施策

(1)地域文化の振興

- ①文化活動の推進と奨励
- ②文化活動推進体制の整備(文化協会への支援)
- ③文化行事の開催(文化祭、文化講演会等)
- ④芸術鑑賞の機会の充実(演劇、音楽、美術等)

-
- *1 ESD (Education for Sustainable Development) :持続可能な開発のための教育。持続可能な社会づくりの担い手を育成する教育活動。
 - *2 ユネスコスクール:ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。
 - *3 アクティブラーニング:学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修し、認知的、倫理的、社会的な能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る仕組み。
 - *4 レインボープラン:児童生徒の将来の夢を実現させることを目的に、小・中・高等学校までの連携指導を行い、基盤となる学力の向上を目指す組織。将来的には、保育所との連携も検討。
 - *5 コミュニティスクール:学校運営協議会を設置した学校をいう。地域や保護者が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支える仕組み。
 - *6 インクルーシブ教育:一人ひとりに応じた指導や支援(特別支援教育)に加え、障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。
 - *7 SSW(スクールソーシャルワーカー):保護者、教員との面談だけでなく直接家庭訪問しながら地域・福祉の支援も活用して対応にあたる専門家。
 - *8 アウトメディアデー:メディアにふれる時間をコントロールし、メディア依存の生活を見直し、親子の会話を増やす取り組みのこと。
 - *9 循環型生涯学習:講座受講者が次の講師に育っていく。



総合型スポーツクラブとの連携(子育てひろば事業)

(2)文化財の保護と伝承

- ①文化財調査、指定保護運動の推進
- ②文化遺産の保護・活用(八十里越の史跡化)
- ③民俗文化財の保存と活用
- ④天然記念物の保護

(3)伝統文化を継承する人材の育成

- ①食文化等の人の技・物・食の伝承
- ②郷土芸能と伝統工芸の後継者育成
- ③伝統行事の伝承

(4)文化保存環境の整備

- ①民俗資料等の収蔵・展示施設の整備
- ②文化施設機能の整備
- ③文化資料等のデータベース化と情報発信

5. 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

健康への関心が高まる中、地域住民が気軽に楽しみ、触れあえるスポーツ・レクリエーションの普及とともに指導者の育成・確保に努めます。

主な施策

(1)生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実と健康増進

- ①生涯スポーツの振興(年代に応じたスポーツやアウトドア活動の充実・発展)
- ②老若男女が気軽に楽しめるニュースポーツ・レクリエーションの普及
- ③各種スポーツ大会の開催や参加

(2)スポーツ推進体制・指導体制の整備

- ①体育協会の体制見直しと各種スポーツ組織の充実
- ②スポーツ指導者の育成
- ③各種スポーツ有資格者の後継者育成
- ④総合型スポーツクラブとの連携強化
- ⑤トップアスリートから学ぶスポーツ教室の開催
(心と体の育成)

(3)スポーツ・レクリエーション施設の充実

- ①スポーツ・レクリエーション施設の良好な維持・改修
- ②年間を通じてスポーツができる施設・設備の充実
- ③学校体育施設の有効活用

Ⅲ. 住民が主役のまちづくり

1. 集落・振興センターでの住民交流を主体とした地域づくり

3地区や各集落の個性を活かすとともに、住民が一体となる仕組みづくりや集落・地区活動への支援により、明るく活力あふれる地域づくりを目指します。

主な施策

(1) 町がひとつになる仕組みづくり

- ① 3地区の地域づくり委員会や自治振興会の合同会議による情報連携
- ② 社会教育活動、生涯学習活動の整理と類似行事の統合検討
- ③ 地区単位で組織されている各種団体間の交流推進と統合の検討
- ④ 町内一体の社会教育団体等の相互交流機会の創出
- ⑤ 集落間の交流機会の創出

(2) 自発的・主体的な地域活動の支援

- ① 地域をみながく活動の推進(集落点検や魅力発見事業・住民同士の交流機会の増)
- ② 集落計画の実践(交付金活用による課題解決・活性化)
- ③ 外部有識者を活用した実践活動の推進(産学官民の連携)
- ④ 各種ボランティア活動への支援

(3) 助け合いによる集落・地域づくりの推進

- ① 集落伝統行事等の伝承活動や集落・地区を知る運動の推進
- ② 集落維持・集落交流のための交付金制度の充実
- ③ 集会所の積極的な活用のための環境の確立
(施設の維持管理・集落交流の場としての支援の充実)

(4) 住民と行政が協働したまちづくりの推進

- ① 地域づくりの拠点としての振興センター権限の確立



小学校伝統芸能教室

(受付・調整・実行・チェック機能等)

- ② 定期的な各課と振興センターとの連携・情報共有体制の確立
- ③ 職員と振興センターと集落代表者等が定期的に協議できる仕組みづくり
- ④ 集落支援員等の活用による集落点検、集落担当窓口の一本化

2. 新たな視点による地域づくり

移住・定住者等を積極的に受け入れ、新たな視点での集落活性化や空き家・耕作放棄地の対策などによる集落活性化を目指し、受け入れ情報の提供を行います。

主な施策

(1) 移住者に対する情報提供等の仕組みづくり

- ① 定住等の相談窓口の設置(情報の一元化)
- ② 空き家等を活用したお試し住宅(定住生活体験住宅)の整備
- ③ 町の定住支援策や生活するための解説書の作成
- ④ 空き家等生活できる住居の情報提供
(空き家バンク制度の実施)

(2) 地域おこし協力隊・集落支援員の活用

- ① 集落での地域おこし協力隊の活用モデル事業への取り組み
- ② 各種課題に対しての地域おこし協力隊の活用検討
- ③ 集落支援員による集落点検と各種事業の展開

3. 行政情報の積極的な公開と公聴機会の充実

町広報誌やSNS等を活用した積極的な情報公開に努め、住民ニーズを的確に把握できる仕組みを構築し、住民等との情報を共有するまちづくりを進めます。

主な施策

(1) 町広報誌等による積極的な行政情報の発信

- ① ホームページ・SNS^{*1}・動画配信サイトによるタイムリーな町情報発信機能の充実
(マスメディア担当などの設置による効果的な広報宣伝活動の実施)
- ② コミュニティFMを活用した行政情報の発信
- ③ 町広報誌による行政情報の定期的発信
- ④ 行政情報の積極的な公開・提供と個人情報保護条例の徹底
- ⑤ 集落座談会・行政出前講座の継続実施と内容の検討

(2) 住民の生の声が行政施策に反映される仕組みづくり

- ①計画段階から住民意見を取り入れ、反映できる仕組みづくり
- ②集落座談会など気軽に住民が政策提言できる場や雰囲気づくりの確立

4. 効率的な行財政運営

多様化した住民ニーズや事務量の増大に対応した、行政事務・行政組織体制の効率化を図ります。また、職員の人材育成・意識改革と財政計画に基づく適切な運営に努めます。

主な施策

(1) 効率的な行政運営

- ①効率的でスリム化が図られた行政組織機構の確立
(住民サービス向上に繋がる縦割り行政の効率化)
- ②職員の定員管理と適正な給与水準の維持
- ③行政評価制度による事業の選択
(事務・事業の再編・整理、廃止・統合)
- ④職員の能力向上と意識改革の徹底
- ⑤行政が行っている業務の民間委託等の推進
(行政経費の削減に貢献する指定管理者制度の実施等)
- ⑥第三セクターの経営改革の推進と情報公開

(2) 効率的な財政運営

- ①ふるさと納税制度の積極的な活用と返礼品の充実
- ②クラウドファンディング*2を活用した新たな事業の積極的な展開
- ③「只見町行財政改革プログラム」の推進
- ④町税や使用料等の収率率向上など財源の適正確保
- ⑤効率的な財政投資と新たな財源対策の実施
- ⑥町有財産の適正管理と遊休資産の効果的な利活用対策

5. ICT (情報通信技術)の活用

住民の利便性向上と行政のスリム化を図るための高度情報通信による行政サービスの提供に努めます。また、国のデータ活用とあわせ、情報通信基盤を活用した各種事業展開を図ります。

主な施策

(1) ICTを活用した行政サービスの展開

- ①ICTを活用した効率的な行政サービスの推進
(超高齢化社会、農業、社会インフラ等での活用など)
- ②行政総合情報システムの効率化・利便性向上に向けた調査・研究
- ③オープンデータ、ビックデータを活用した戦略的地域課題

の解決

- ④情報セキュリティ(保安・防犯)策の徹底

(2) 情報通信基盤の活用

- ①防災・観光情報発信ツールのコミュニティ FMの開局
- ②各観光施設等拠点でのフリースポット化及び観光情報発信ツールの提供
- ③防災・犯罪防止のための通信基盤の活用と情報機器整備

6. 総合的な土地利用・公共交通体系の確立

地域の特性にあった有効的な土地利用と生活(通学・通院・買い物)や観光客に柔軟に対応できるバス等の運行及び鉄道利用環境の向上を図り、利便性の向上と地域活力を生み出します。

主な施策

(1) 土地利用の推進

- ①国土利用計画による土地のゾーニング
- ②遊休土地利用の促進
- ③新規就農者・野菜等出荷農家拡大に向けた農地活用条件の緩和
- ④町開発指導要綱の適正運用

(2) 公共交通体系の確立

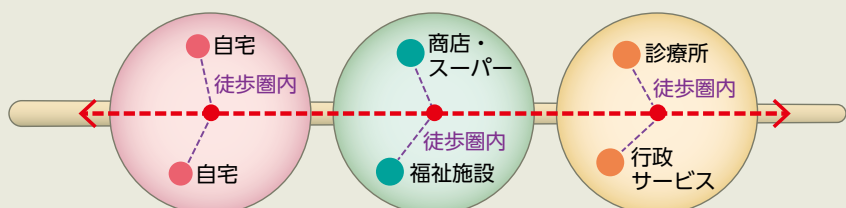
- ①団子(集落・公共施設・商店)の“くし交通網”の整備
- ②高齢者など交通手段を持たない方に対応した新多目的交通システムの利便性向上
- ③JR只見線の不通区間の解消による早期全線開通
- ④JR只見線の観光路線化の推進(SL・特別列車の運行、新型観光列車やラッピング車両の導入など)
- ⑤観光客に対応した町内交通システムの確立と見直し
- ⑥「ヒトものバス」の運行による通院や観光客の利便性向上(会津田島駅、国道289号を利用した三条市等を結ぶ交通体系の構築)

*1 SNS (Social Networking Service) : インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

*2 クラウドファンディング (Crowdfunding) : 不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人や組織に財源の提供や協力を行うこと。

団子(集落・公共施設・商店)を繋ぐ“くし交通網”のイメージ

既存のデマンドタクシーに加え、集落と中心地にある商店と公共施設が結ばれる交通網の構築で、買い物などの利便性を高め、中心地の活性化を図る。



IV. 住みやすいまちづくり

※基本計画第4章IVの1から6は、社会福祉法第107条に定める「地域福祉計画」を兼ねるものとします。

1. 共に支え共に生きる福祉のまちづくり

住民が健やかで安心して暮らせるための、保健・医療・福祉サービス体制の充実を図ります。また、地域住民やNPOなど多様な団体が地域課題に向き合う、地域の福祉力の向上を目指します。

主な施策

(1) 地域包括ケアシステムの構築

- ① 地域包括支援センターの強化
- ② 地域課題の発見と潜在的ニーズの顕在化
- ③ 生活支援・福祉サービスの提供体制の強化
- ④ 不足する支援・サービスの把握と解決
- ⑤ 多様な担い手の育成・サービスの創出
- ⑥ 医師の往診及び訪問看護ステーションによる在宅医療の推進
- ⑦ 高齢者・障がい者等の通院対策の充実

(2) 地域福祉の推進

- ① 相談支援体制の整備とサービス利用のための従事者の専門性の向上事業
- ② 多様なサービスの参入促進及び公私協働の実現
- ③ 福祉、保健、医療と生活関連分野との連携方策の検討
- ④ 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動支援
- ⑤ 住民等の意識向上と主体的参加の促進
- ⑥ 地域福祉を推進する人材の養成

(3) 自立した暮らしを支える体制の確立

- ① 成年後見制度の周知と利用促進の普及啓発
- ② 権利擁護支援体制の確立
- ③ 日常生活自立支援事業の利用促進
- ④ 生活困窮者に対する生活支援及び就労支援の実施

2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

健康でいきいきと暮らせる「元気なまちづくり」を目指し、関係機関の連携を深め、住民主体の健康づくりを支援する環境整備や情報提供に取り組みます。

主な施策

(1) 健康的な公共施策づくり

- ① 南会津保健福祉事務所(保健所)との協力体制・連携強化
- ② 健康づくり運動の推進
- ③ 保健師・理学療法士等の人材育成・確保
- ④ 医療機関との連携による健康に関する情報提供や疾病対策

(2) 健康を支援する環境づくり

- ① 健診事業の充実と受診率の向上
- ② 健康相談や健康教育の実施体制の充実
- ③ 職場・企業・集落等での分煙の徹底・禁煙の実現
- ④ 健康づくり・体力向上のための施設・遊具等の整備

(3) 集落・地域における健康づくり活動の強化

- ① 身近な集会所等を活用した健康教室の開催
- ② 保健協力員、食生活改善推進員等のボランティア活動の充実
- ③ 集落・地域の健康づくりリーダー研修会の開催

(4) 健康を保つ個人技術の普及・推進

- ① 老若男女が共にできる健康体操の普及
- ② 年齢に応じた健康教室・健康教育の開催
- ③ ライフステージにあった食生活(食育)の推進
- ④ 保健師・栄養士による効果的な健康相談・家庭訪問の実施

(5) ヘルスサービスの方向転換

- ① 保健福祉センターと医療・福祉機関の緊密な連携
- ② 健康に関する提言による住民参加の健康づくり推進
- ③ 個人に合ったサービス利用への助言・指導

3. 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

少子化時代に対応した、時代のニーズに合った的確な子育て支援の推進と子どもの健やかな発育発達をサポートし、あわせて出生率に関連する未婚化・晩婚化対策等の事業を推進します。

主な施策

(1) 子どもの健やかな成長を育む環境整備

- ① 保育受け入れ態勢の確立
(育休満了の1歳時からの受入、0歳児保育の実施)
- ② 保育料の軽減対策の実施
- ③ 「放課後子ども総合プラン」に基づく各種事業の展開
- ④ 多様なニーズに対応する保育所の再編・整備の検討
- ⑤ 思春期保健学習の取り組み
- ⑥ 心のケア対策への取り組み

(2) 安心して生み育てられる環境づくり

- ① 朝日診療所での小児科医療(総合医療)の展開
- ② 延長保育の実施
- ③ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)や一時預かりサービス事業の拡充
- ④ 子ども医療費助成・子宝祝金支給事業の充実

- ⑤子育てガイドブックの作成、育児サークル等の子育てネットワークづくり
 - ⑥各種健診、予防接種事業、不妊治療費助成事業の継続
- (3)地域で子どもを見守り大切にすまちづくりの推進**
- ①冬季・雨天時などでも親子が共に遊べる場の整備
 - ②地域における見守り活動の推進
 - ③通学路等の子どもの安全確保対策の推進
 - ④発達段階に応じた食育の啓発・推進
 - ⑤地域と連携した食の学習機会の充実
 - ⑥地産地消型給食の推進

(4) すべての家庭が安心とゆとりをもてる子育て支援の充実

- ①障がいのある児童の早期発見、早期治療の実施
- ②重度心身障がい児介護手当、療育児童通院交通費給付事業の継続
- ③児童虐待の発生予防と早期発見に向けた関係機関との連携強化
- ④すこやか激励金支給事業及びひとり親医療費助成事業の継続
- ⑤ひとり親家庭等の相談体制の充実

(5)未婚化・晩婚化対策の推進

- ①花嫁・花婿対策事業の実施
(出逢いの場の提供と相談活動の実施)
- ②独身者向けコミュニケーション、話し方セミナーなどの実施
- ③広域での異業種間交流による出逢いの場の創出
- ④後継者・親御向けセミナー

4. 高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心、安全な生活環境の確立を推進します。また、疾病（特に生活習慣予防）と、寝たきりなどの介護状態になることの予防を通じ、健康寿命の延伸を図ります。

主な施策

(1) 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり

- ①老人クラブ活動育成事業の充実
- ②身近な集会所等を活用した住民主体の健康づくり事業の推進(サロン支援事業の充実)
- ③高齢者等の身近な寄合場の提供(1集落1喫茶店の展開)
- ④敬老会の定期開催と敬老祝金支給事業の展開

(2) 明るく活力に満ちた高齢化社会の推進

- ①シルバー人材センター設立等による高齢者の雇用機会の創出
- ②健康診断、健康相談等の各種高齢者保健サービスの充実
- ③地域住民等の連携による訪問指導の充実



おたっしや教室

- ④高齢者食生活改善事業及び生活習慣改善事業の展開

(3)保健・福祉(介護)・医療の連携

- ①在宅高齢者を支援するための各種事業の充実
(緊急通報システムの整備、除雪支援保険事業等)
- ②認知症高齢者等の権利擁護及び虐待防止にかかる相談・支援体制の充実
- ③地域全体での高齢者の支え合い、見守る体制の環境整備と意識醸成
- ④地域包括支援センターの機能強化
- ⑤高齢者住宅等の整備

(4)介護予防の推進と日常生活支援の充実

- ①生活支援コーディネーターの配置と協議会の推進
- ②住民主体による一般介護予防事業の推進
- ③通所型介護予防事業の実施
- ④訪問型介護予防事業の実施

(5)在宅医療・介護連携の推進

- ①医療・介護サービスの資源の把握と情報の共有支援
- ②地域医療・介護連携の課題抽出と対応の協議
- ③地域医療・介護連携に関する相談の受付等
- ④在宅医療・介護関係者の研修と人材育成
- ⑤24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- ⑥地域住民への普及啓発
- ⑦二次医療圏内・関係自治体との連携

5. 障がいの有無に関わらず共に生きるまちづくり

障がい者への理解を深め、相談体制の充実を図りながら地域内で安心して自立した生活を送れるための福祉サービスの充実と、社会活動への参加を図ります。

主な施策

(1)障がい者福祉の充実

- ①障がい者の活動紹介と理解の促進
(集落・地域で支える運動の展開)
- ②障がい者にやさしい公共施設の整備(バリアフリー化)
- ③障がい者への相談体制・情報提供の充実
- ④早期発見・早期治療の充実及び支援
- ⑤在宅福祉サービスの充実
- ⑥共同生活援助施設(グループホーム)の整備

(2)障がい者の社会活動への参加促進

- ①発達支援相談会と保育所・関係課との連携
- ②保育・学校教育サービスの充実
- ③雇用の奨励と啓発
- ④障がい者等の集まり場の提供及び小規模作業所への展開
- ⑤イベント等への参加促進と支援
- ⑥ボランティアの育成

6. 安心して暮らせるまちづくり

日常や緊急時における重要な役割を担う朝日診療所の充実。また、地域の消防団組織の育成強化、危機管理体制・安全対策・災害防止対策の充実による防災体制の強化に努めます。

主な施策

(1)地域医療体制の充実

- ①救急医療体制の整備と充実
- ②朝日診療所と2次・3次医療機関との連携強化
- ③来院患者の病状等を的確に医師につなぐ診察システムの確立
- ④国道289号の開通を見据えた三条市の医療機関との連

携構築

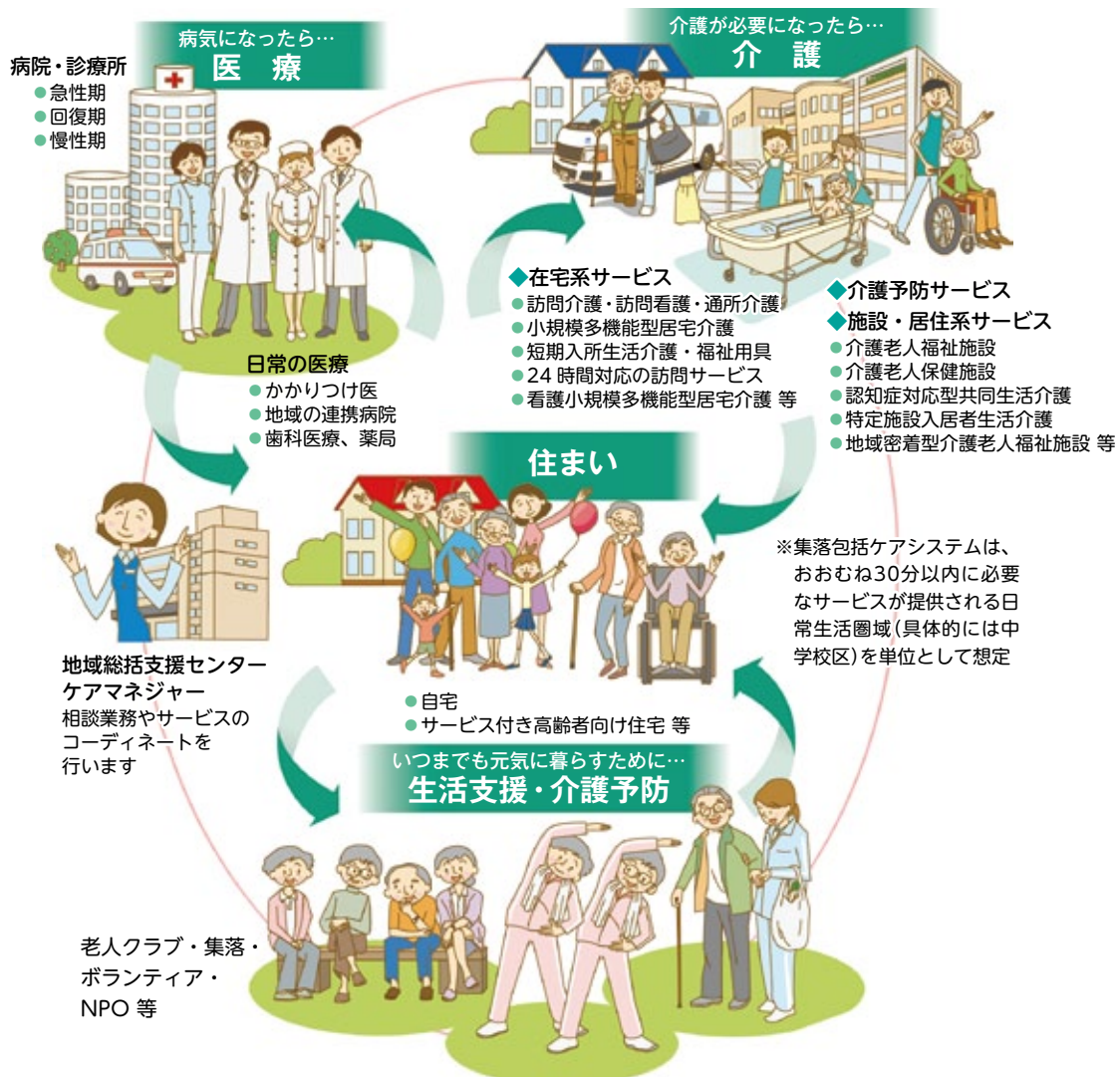
(2)消防団組織の育成強化と危機管理体制・災害防止・安全対策の充実

- ①実効性のある防災訓練の実施(火災・山岳)
- ②消防施設・消防装備の適正配置
- ③消防団員の適正配置と消防団組織の再編の検討
- ④火災予防運動の展開
- ⑤危機管理体制の充実
(年次計画による災害・緊急時用物資の整備)
- ⑥情報伝達・通信体制の確立
- ⑦安全対策の充実(交通安全対策の充実・犯罪のないまちづくりの推進)

(3)要援護者に対する支援体制の強化

- ①地域の高齢者等(要援護登録者)の地域見守り体制の充実
- ②緊急通報システム・地域見守り安心カードの推進
- ③要介護高齢者や障がい者などの要援護者情報の把握と災害救助法に基づく避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報の共有
- ④福祉避難所の指定促進と運営マニュアル作成と訓練の実施

只見町が目指す地域包括ケアシステムの姿



V. 働きがいのあるまちづくり

1. 受け継ぎ託す、プライド農業の実践

本町の農業が受け継がれ、成り立つための高付加価値化・高収益への展開を進め、将来にわたる担い手の確保と育成に努めます。

主な施策

(1) 農業の公益的機能の維持

- ① 農地保全等、農業の公益的機能への支援策の実施
- ② 永続的農地保全に向けた組織の検討

(2) 農業の担い手の育成・確保

- ① 認定農業者及び集落営農を行う地域農業リーダーの確保
- ② 農業法人化の推進
- ③ 新規就農者・農業後継者の育成支援
- ④ 女性農業者・高齢農業者による生産活動の推進
- ⑤ 住民への農業参入に向けた農業教育の実施と情報の発信
- ⑥ 新規就農者確保に向けた受入れ条件の整備・支援
- ⑦ 建設業等異分野業種の農業への転職等支援

(3) 高収益・高付加価値農業の展開

- ① 町産米のブランド形成に向けた品質・知名度向上対策
(有機農業の推進・食味向上・ふるさと納税制度等を活用した積極的なPR)
- ② 振興作物「トマト」「花卉」の戦略的支援
- ③ 山菜・薬草等の特用特産物の栽培加工等
- ④ 農産物の品質維持、高付加価値のための雪冷熱エネルギーの活用

(4) 効率的な農業の推進

- ① 農用地の利用集積と農作業受委託の推進
- ② 生産基盤の整備(町単補助制度創設)と農村生活環境の整備
- ③ 農業機械購入補助金(町単)の創設



特産のトマトの収穫

④ 資源循環型農業の推進

⑤ 農業研究機関との連携による栽培技術・省力技術の向上

(5) 農業経営の安定

- ① 農家所得向上のための各種事業の展開
- ② 新たな販売ルートの発掘と産直・直売の実施とインターネットの活用
- ③ (仮称)人材センターからの派遣による繁忙期等の人手不足の解消
- ④ 耕作放棄地解消と農用地利用集積等への支援
- ⑤ 有害鳥獣対策
- ⑥ 生産・経営情報の提供
- ⑦ 放射性物質に対する風評被害対策

2. 豊かな森林を活かした林業の振興

広大で緑豊かな森林から生み出される木材や山菜・きのこのなどの森林資源は、先人から受け継いだ貴重な資源です。この良質な森林資源を十分に活用するために新たな視点を加え、林業の振興を目指します。

主な施策

(1) 林業の振興

- ① 町産材の流通と循環型利用拡大の取り組み(木質バイオマスの推進・町内住宅等への木材利用促進)
- ② 計画的な植林・保育・間伐による森林の保全及び公益的機能の維持(森林環境税の活用)
- ③ 林業後継者の育成と支援
- ④ 林道の整備・保全
- ⑤ 保健・レクリエーション機能等を持つ機能維持増進森林の整備推進

(2) 特用林産物の活用

- ① 山菜・きのこの等の伝統産品への認定等によるブランド化と商品づくり
- ② 豊富な山の幸の生産拡大と流通販売ルートの確立
- ③ わらび園等の観光山菜園の整備・充実
- ④ 森林組合の育成強化
(多角経営の推進と新たな林産物の発掘)
- ⑤ 流木等森林資源の新たな活用策の検討
- ⑥ 放射性物質に対する定期的なモニタリング等の対策

3. 水の郷にふさわしい水産業の振興

豊富な積雪や奥深い森林から湧き出る清流を活かし、魚族の保護と多様な活用を図りながら、水の郷にふさわしい水産業の振興を図ります。

主な施策

(1)内水面漁業の振興

- ①町内水系の資源調査
- ②内水面水産試験場を通じた技術的助言及び情報提供による振興
- ③漁協による放流事業の実施
- ④カワウ等有害鳥獣及び外来魚対策の実施

(2)生産基盤の整備

- ①産業間連携による加工・流通ルートの確立
- ②漁業組合・生産者の育成支援
- ③魚類や水棲生物の生息環境の整備・改善
(水辺林の保護等)
- ④養魚施設の近代化

4. 活力と賑わいそして持続性ある 商工業の確立

地域内の消費を維持するためのサービス強化への支援と、地域内消費を高めるための商品開発、販売所の整備などの支援を行います。また、就労機会拡大のための既存産業の育成支援と企業誘致を行います。

主な施策

(1)地元に根差す商業の展開

- ①三地区の中心地に休憩所などのコミュニティ施設の整備と支援
- ②新規開業を支援するトレーラーハウス等による、まちなかへのチャレンジショップの設置
- ③商業者主体による商業イベントの充実
- ④消費者を意識した店舗・品揃えの充実
- ⑤複合施設等商業機能施設の整備検討
- ⑥商工会による的確な指導と商業振興策の提案
- ⑦地元消費拡大のための行政の誘導策の検討

(2)観光商業への対応

- ①国道289号八十里越開通を見据えた中心市街地の整備
(JR只見駅、役場新庁舎を中心とした中心市街地の整備とひと・ものの流れの連携)



高い技術力を誇る町内企業

- ②地域資源を活かした魅力ある特産品の展開と販売
(町内産品のブランド化、ふるさと納税返礼品利用)
- ③宿泊・飲食事業者に対する持続化・創業支援
- ④観光客の立ち寄り拠点「道の駅」等の整備
- ⑤インターネットでの少量多品種の「通販バック」の販売
- ⑥郷土料理や只見の地場産品を活かした商業の活性化
- ⑦空き店舗・公共建築物等の有効活用

(3)工業基盤の整備

- ①制度資金を活用した経営安定化支援
- ②技術力向上・人材確保のための各種支援制度の充実
(新潟県三条市のもづくり学校との戦略的な連携)
- ③企業誘致のための用地確保と魅力ある優遇措置の創出

(4)時代に即応した既存企業の育成・支援

- ①雇用確保のための奨励金・優遇措置の創出
- ②新分野進出のための支援策の実施
- ③起業家に対する支援制度の創出
- ④知識・技術習得制度の活用
- ⑤地元高校卒業者が町内企業へ就業できる支援制度の創出

5. 地域経済の発展を担う魅力ある 観光の推進

「只見ユネスコエコパーク」となった世界に誇れる豊かな自然・生活・文化を活かし、戦略的な観光振興を進めます。

主な施策

(1)魅力ある観光地づくり

- ①まちづくり会社「(仮称)株式会社 自然首都・只見」の設立
- ②地域マネジメント組織の立ち上げ
(日本型DMOによる観光地域づくり)
- ③分かりやすく見やすい多言語に対応した町内統一案内板の整備
- ④青少年旅行村オートキャンプ場を拠点としたアウトドア観光の充実
- ⑤誰でも町内観光施設を周遊できるプランの提案
(観光デマンドの構築・レンタカーの整備)
- ⑥エコツーリズム(自然体験・農業体験等)のガイドイン



水の郷うまいもんまつり



農家民泊による都会の子どもの農業体験

ストラクチャーの充実

- ⑦只見町プラセンターによる「ユネスコエコパーク」の情報発信
- ⑧既存観光施設の展示内容の再整備と魅力アップづくり
- ⑨イベント開催時の観光施設への周遊誘導策の実施
- ⑩観光スポット等(遊歩道・登山道・ビューポイントなど)の維持・管理・修繕

(2)観光客の誘客促進

- ①フリースポット拠点の整備と充実
- ②ホームページ・SNS・動画配信等による情報宣伝の強化・充実
- ③六十里越、八十里越等の観光路線の活用推進
(新潟県魚沼市、三条市との連携)
- ④環境教育、教育旅行の積極的な推進
(着地型旅行商品の企画・開発)
- ⑤国際化に対応した多言語情報(看板・パンフレットなど)の提供と人材育成
- ⑥ゆるキャラ「ブナりん」のイベント等での積極的な活用
- ⑦魅力あるパンフレット・ポスター等の作成による町のPR
- ⑧広域市町村との連携強化による周遊情報発信
- ⑨道の駅・川の駅などの交流拠点の整備と充実

(3)ふるさと交流都市・近隣市町村・諸団体等との積極的な交流

- ①国道289号八十里越開通を見据えた三条市との交流
(「(仮称)三条市・只見町連携戦略会議」による多様な交流推進)
- ②ふるさと交流都市(柏市)との多様な交流の推進
(住民交流の推進)
- ③只見川沿線市町村・新潟県魚沼市との多様な交流関係の構築
- ④新たな地域団体等との交流機会の発掘
- ⑤交流希望団体等の町内への短期宿泊制度・施設の拡充

(4) JR只見線を活用した新たな誘客の推進

- ①不通区間の解消に向けた利用促進事業の実施
- ②「只見線に手をふろう条例」の普及啓発、只見線応援団の加入促進

- ③ラッピング車両の運行によるJR只見線PRと誘客促進
- ④インバウンド観光推進のためのPRと旅行企画造成
- ⑤「風っこ会津只見号」「SL会津只見号」などの特別列車の定期運行
- ⑥只見線を活用した旅行企画・周遊プラン等の提案

6. 産業間連携による地域経済の発展

農林水産業・観光サービス業・商工業等の産業が連携を図り、生産から消費までの経済活動が効果的に組み込まれ、地域内外での消費が高められる仕組みづくりを目指します。

主な施策

(1)産業間連携の推進

- ①(仮称)只見町経済同友会の設立
(町内異業種メンバーによる情報交換機会の創出)
- ②人材育成プログラムの創出
- ③異業種連携・参入に対する支援策の充実
- ④異業種連携による体験交流事業・特産品づくりの支援・推進
- ⑤建設業からの農林業等の労働者不足への支援・連携

(2)新商品開発の推進

- ①伝承産品等の地域ブランド化による商品の造成・販売の推進
- ②起業に対する支援策の充実と情報提供
- ③有識者・研究機関を活用した特産品等の開発・研究
(産学官民の連携)
- ④新商品開発のための機器導入支援の創出
- ⑤農産物の加工所の整備・支援

(3)地産地消の推進

- ①農林水産物の地産地消運動の推進(地域ブランドメニューの創設、伝統料理の食事提供)
- ②直売所・農家レストラン・農家民泊の整備促進による地産地消の展開
- ③地元木材を利用した住宅建築の推進
- ④地産地消運動を推進する仕組みづくりの構築
- ⑤地域内消費を高めるための各種事業の展開

只見町の10年後の将来像「夢」

(振興計画専門部会 会議録より)

●町の人がいろいろなことにやる気を持って、チャレンジできているまち

●只見愛や地域を学び、只見を支える人材が育つまち

●若い人が学んだことを活かせる仕事があるまち

●若者が定着し、活気ある活動をしているまち

●他の地域からお嫁さんが来てくれるまち

●子供から大人まで、生まれた育った只見町が一番だと思えるまち

●道路整備や道路除雪が行き届いているまち

●雪と上手に付き合え、安心して暮らせるまち

●安心して病院に通えるシステムがあるまち

只見町の10年後の将来像

夢



●医療機関が充実して安心感のあるまち

●心身ともにたくましい子どもが育つまち

●只見のことを発信できる子どもが育つまち

●次世代の子どもたちに町の良さを伝えられるまち

●オリンピック選手が輩出されるまち

●家庭と地域と学校がつながっている、子育てができるまち

●何事にも柔軟に対応できる人が育つまち

●子どもたちが笑顔で勉強できるまち

●3地区が特色を活かしつつ、まとまりのあるまち

ここには、計画策定時に携わった皆様からいただいた、10年後の将来像「夢」をまとめました。「第七次只見町振興計画」では、この「夢」の実現に向け、計画書にある各種事業に取り組んでまいります。

●今の場所で将来も自分が生活できているまち

●移住者が増え、子どもも増えているまち

●長生きができるまち

●現在の人口を維持しているか、または人口が増えているまち

●都会の人がうらやましいと思うまち



●互いに支え合いと助け合いができるまち

●高齢者の方の暮らしを支えるまち

●孫と三世代で同居しているまち

●おじいちゃん、おばあちゃんが孫の面倒を見ているまち

●人材センターができ、高齢者が健康で元気に活躍できるまち

●一人ひとりが地域を考えている気運のあるまち

●子どもや若い世代が安心して暮らせるまち

●子どもたちが残って農業をしたいと思えるまち

●農業に従事するU・Iターン者が増えるまち



●遊休農地が減っているまち

●観光客や外国人観光客が増え、賑わいのあるまち

●所得が今よりも倍になっているまち

●FMコミュニティラジオが運営され活気のあるまち



●冬期間も安定して仕事ができるまち

●国道289号が新潟県側に開通し、シャクヤクの花があふれるまち

●冬山の案内人などがいて、雪を有効利用した観光客の呼べるまち



只見町は、日本の自然の中心地

自然首都・只見

只見町民憲章

美しい山なみと豊かな流れ そして雪のふるさと
ここに生きる私たちは 先人の努力をたたえ
その忍耐と創造の 歴史を受け継ぎ
活気あふれる住みよい 町づくりをめざして
この憲章を定めます

- 一、ゆたかな緑ときれいな水をまもり
美しい町をつくりましょう
- 一、互いに助け合い親切をつくし
楽しい町をつくりましょう
- 一、産業をおこしみんなで働ける
豊かな町をつくりましょう
- 一、教養を深め心と体をきたえ
文化の町をつくりましょう
- 一、きまりを守り良い風習を育て
住みよい町をつくりましょう

只見町のまちづくりの根底をなすものは、昭和54年5月3日に制定された只見町民憲章です。わたしたちは、只見町民としての自覚と誇りをもって、第七次只見町振興計画においても、この町民憲章を生活目標として掲げ、まちづくりを推進します。



高い技術力を誇る株式会社 会津工場



ヒロロ細工の伝統工芸



第七次只見町振興計画 概要版

発行：只見町役場（総合政策課地域振興係）

〒968-0498 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地 電話0241-82-5050